

京都市告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成28年3月4日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人ふれいす（代表理事 丸山 育子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区竹田段川原町236番地 竹田駅前第一ビル402号

3 事業所の名称

相談支援事業所ひといろ

4 事業所の所在地

京都市伏見区竹田段川原町236番地 竹田駅前第一ビル402号

5 指定する事業の種類

地域移行支援，地域定着支援，計画相談支援

6 指定年月日

平成28年2月3日

7 事業所番号

2630981872

(保健福祉局障害保健福祉推進室)